

正

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)



特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 19 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

提出者

住 所 茨城県神栖市東和田3番地
氏 名 鹿島電解（株）鹿島工場
常務取締役工場長 小島 祥平
電話番号 0299-96-2311

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	鹿島電解（株）鹿島工場
事業場の所在地	茨城県神栖市東和田3番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①・事業の種	製造業（化学工業） E-16
②事業の規模	食塩を原料として、イオン交換膜法電気分解により、主製品としてか性ソーダ及び塩素、副製品として水素を製造している（資本金35億円）。令和4年度実績：製品出荷額 約200.7億円／年（か性ソーダ約351,037 t／年、塩素約311,926 t／年、水素約96,273千Nm ³ ／年）
③従業員数	46名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	図-1、図-2 参照

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
図-3 参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	低濃度PCB
	排 出 量	148 t	13. 4 t
(これまでに実施した取組) 別紙の通り			
【目標】			
② 計画	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	
	排 出 量	150 t	
(今後実施する予定の取組) 別紙の通り			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙の通り
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙の通り

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和 年度）実績】		
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量		t	t
	特に実施していない。			
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		t	t
実施予定なし。				

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和 年度）実績】		
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量		t	t
特に実施していない。				
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行いう 特別管理産業廃棄物の量		t	t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量			t	t
実施予定なし。				

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和 年度）実績】		
① 現状		特別管理産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量			t	t
特に実施していない。				
② 計画		【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量			t	t
実施予定なし。				

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和 4年）実績】		
① 現状		特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	低濃度PCB
全処理委託量		148 t	13.4 t	
優良認定処理業者への 処理委託量		148 t		t
再生利用業者への 処理委託量		34 t		t
認定熱回収業者への 処理委託量		t		t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t		t
(これまでに実施した取組) 別紙の通り				

		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	低濃度PCB
②計画	全処理委託量	150 t	1 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	150 t	t	
	再生利用業者への 処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	
(今後実施する予定の取組) 別紙の通り				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

図 1 特別管理産業廃棄物の発生から一連の工程

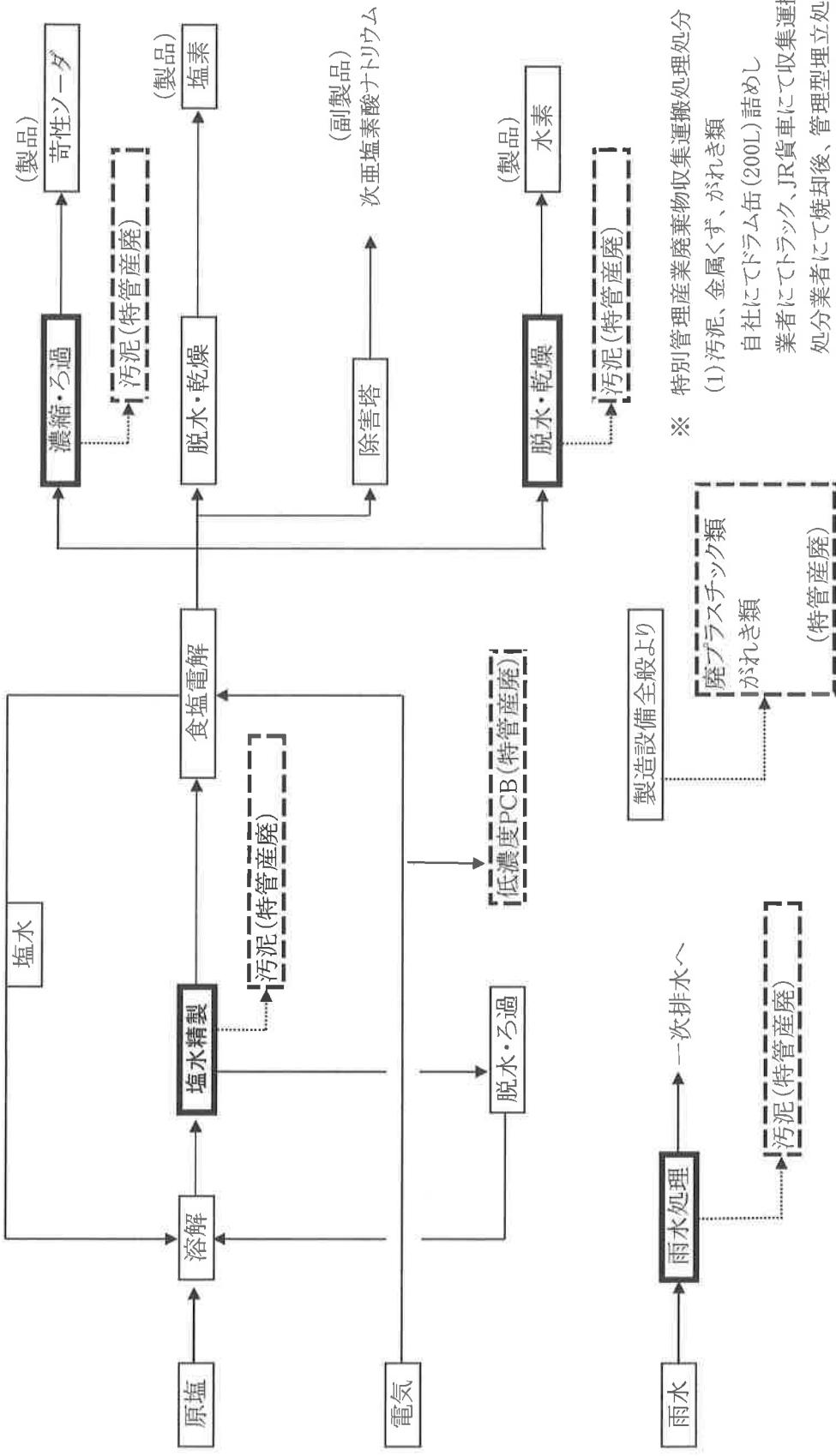
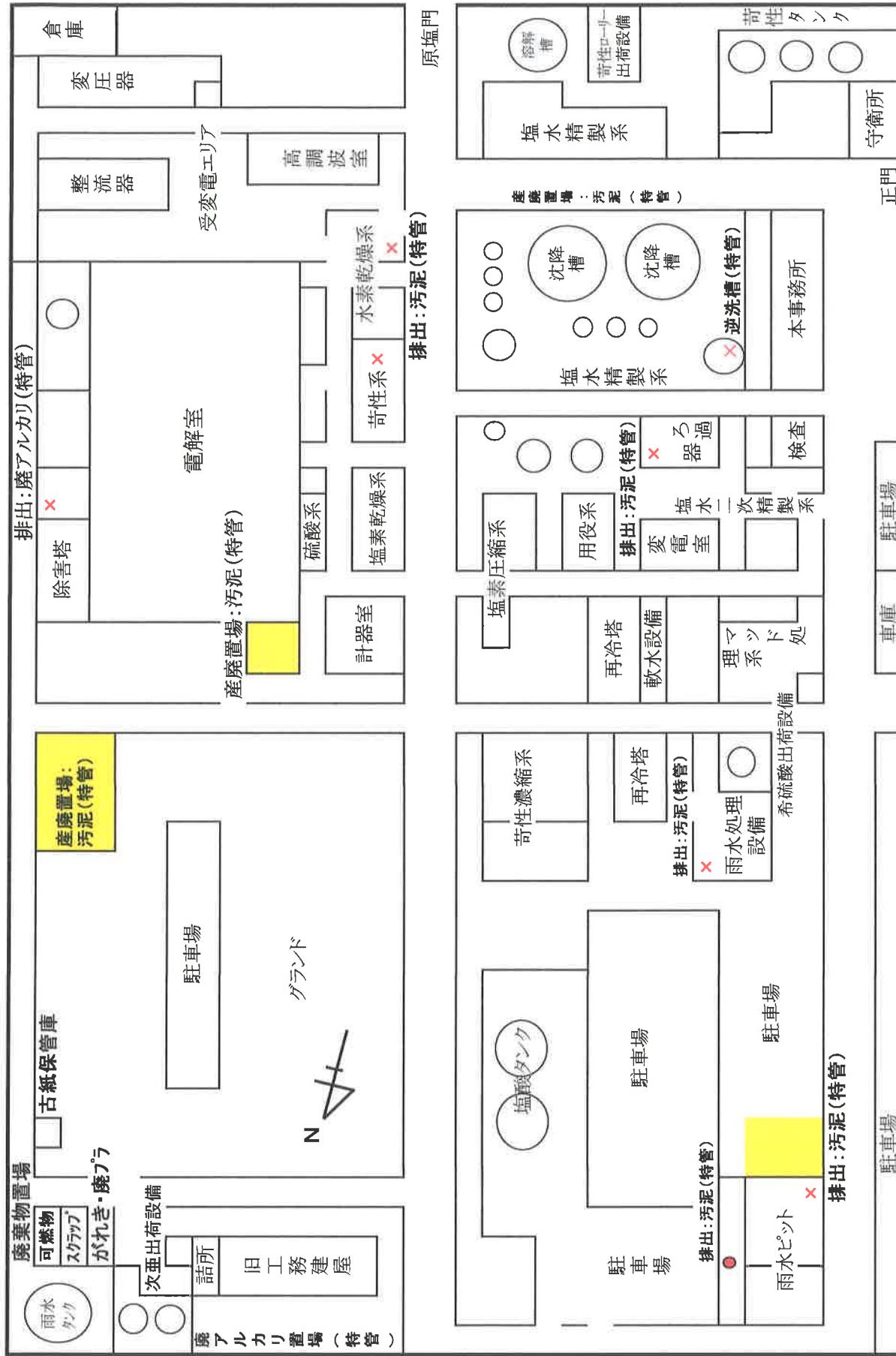


図2

特別管理産業廃棄物発生場所及び保管

2023/6/19



凡例 : ■ 特管廃棄物置場 、 ● 排出場所

図-3

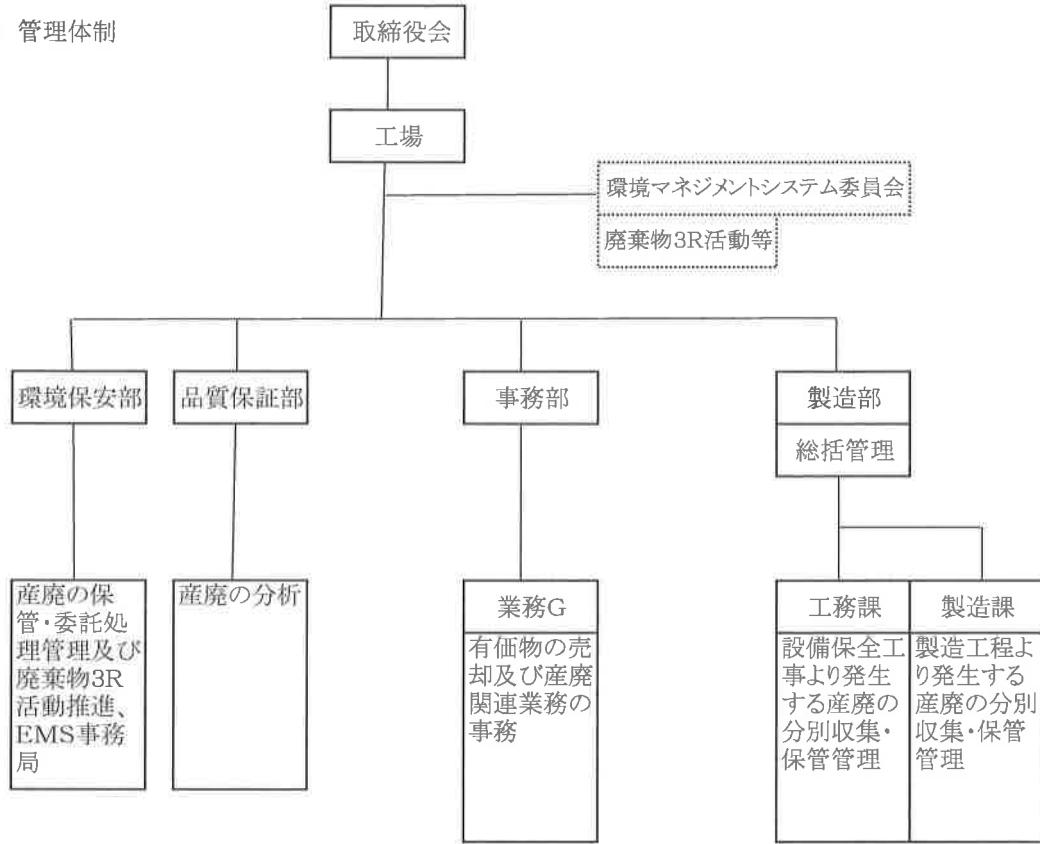
令和 5年 6月 19日

令和 5年度 特別管理産業廃棄物処理計画

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

1) 管理体制図

(1) 管理体制



【注】G:グループ

- (2) 産業廃棄物管理責任者: 環境保安部 主幹
- (3) 産業廃棄物処理施設技術管理者: 製造課 グループリーダー
- (4) 特別管理産業廃棄物管理責任者: 環境保安部 主幹
- (5) 連絡先

担当者 鹿島電解(株)鹿島工場 環境保安部

電話 0299-96-2313

以上

令和5年度 特別管理産業廃棄物処理計画

1. 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1) 特別管理産業廃棄物排出抑制の現状と計画

- (1) 当社の特管産廃の発生場所は限定される。作業に関する課員に収集・保管方法を周知徹底して、適切な管理を行っている。
- (2) 当社で発生する特管産廃は、特定有害産廃の汚泥があり、発生場所は、塩水精製工程、製品精製工程及び排水処理工程に分かれれる。
- (3) 汚泥発生場所の両精製工程では、それぞれ塩水及び製品中の異物を除去して精製するためのろ過又は吸着過程で、ろ材・吸着材に有害物質が蓄積されて判定基準を超えるようになるため、これらのろ材・吸着材を交換する際に特管産廃の汚泥として処理している。これらの汚泥は、量的に徐々に排出が減少している傾向である。
- (4) 排水処理工程では、主に雨水が工場内の設備・地表を流下し、排水路を経て最終的に集水ピットに貯められ、中和処理及び微量の異物・有害物のろ過・吸着分離後に放流される。集水ピット内には有害物を含有する沈降物が蓄積しているので、計画的に沈降物を取り出し特管産廃の汚泥として処理している。また、排水のろ過・吸着過程で定期的に交換するろ材も特管産廃の汚泥として処理している。
- (5) 数年毎に雨水保管タンク(1,500m³)清掃を行いタンク内沈降物として堆積していた汚泥の取り出しを行う。判定基準を超えるものは特管産廃の汚泥として処理している。

2. 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

1) 分別の現状と計画

- (1) 当社で発生する特管産廃は、種類と発生場所が限定されているので、分別・保管方法は確立している。
- (2) 既存設備内に一部微量に残留している有害物質があるため細めな分析チェックで分別を行い特管産廃が発生した場合、適正に処理・処分する予定である。
- (3) 汚泥についても、既存設備内的一部分に微量に残留している有害物質を無くすことが課題である。確実に分別しているが、今後は設備更新と並行して、取り得る技術的対策を調査・検討していく。

3. 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

1) 委託処理・処分の現状と計画

- (1) 汚泥の処理・処分は、茨城県内外の許可業者に委託しており、許可証の有効期限も適宜確認して、更新時には新許可証のコピーを入手している。これは、委託収集運搬についても同様である。
- (2) この委託に伴うマニフェストの発行・回収・保存管理は令和2年4月より電子マニフェストを導入し適正に実施している。
- (3) 個々の分別収集、保管、委託処理・処分が適切かつ確実に実行されるように、作業方法・管理方法の改善や教育を今後とも効果的に実施していく。

以上